

福祉交流センター 施設使用料（単位：円）

1 ホール（小ホールを除く）

場所	曜日	利用区分	料金（円）		
			午前	午後	夜間
			午前9時から 午後12時まで	午後1時から 午後4時30分まで	午後5時30分から 午後9時30分まで
ホール （楽屋なし）	平日	福祉関係団体	8,400	19,290	22,920
		その他	13,240	24,200	30,250
	土曜日 日曜日 休日	福祉関係団体	14,450	22,920	25,340
		その他	18,150	30,250	32,600
ホール （楽屋1室あり）	平日	福祉関係団体	8,690	19,630	23,310
		その他	13,830	24,890	31,030
	土曜日 日曜日 休日	福祉関係団体	14,740	23,260	25,730
		その他	18,740	30,940	33,380
ホール （楽屋2室あり）	平日	福祉関係団体	8,980	19,970	23,700
		その他	14,420	25,580	31,810
	土曜日 日曜日 休日	福祉関係団体	15,030	23,600	26,120
		その他	19,330	31,630	34,160
ホール （楽屋3室あり）	平日	福祉関係団体	9,270	20,310	24,090
		その他	15,010	26,270	32,590
	土曜日 日曜日 休日	福祉関係団体	15,320	23,940	26,510
		その他	19,920	32,320	34,940

備考

- 福祉関係団体とは障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする団体で市長が認めるものをいう。
- 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間までの利用時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
- 入場料等（これに類するもの及び資料代その他の実費を含み、福祉関係団体が徴収する資料代その他の実費を除く。以下同じ。）を徴収する場合の利用料金は、次の表の左欄に掲げる入場料等の額（入場料等の額に段階を設けているときは、その最高額とする。）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

1,000円以下	… 所定の利用料金の2倍に相当する額
1,001円以上3,000円以下	…所定の利用料金の2.5倍に相当する額
3,001円以上	…所定の利用料金の3.5倍に相当する額
- 入場料等を徴収しないで商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 練習、準備又は舞台装置を置くため舞台を利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。
 (1)練習又は準備のため舞台を利用する場合は、所定の利用料金の7割に相当する額
 (2)舞台の継続利用で、そのまま舞台装置を置く場合は、所定の利用料金の3割に相当する額
- 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る利用料金は、1時間につき、夜間の1時間あたりの利用料金（備考の4から6までに規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。）に相当する額とする
- 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 会議室等

場所		利用区分	午前9時から 午後9時まで 1時間につき	午後9時から 午後9時30分まで
会議室	大会議室	福祉関係団体	1,700	850
		その他	3,410	1,700
	特別会議室	福祉関係団体	690	340
		その他	1,390	690
	41ギャラリー	福祉関係団体	580	290
		その他	1,160	580
	43ギャラリー	福祉関係団体	580	290
		その他	1,160	580
	44ギャラリー	福祉関係団体	390	190
		その他	780	390
	45ギャラリー	福祉関係団体	390	190
		その他	780	390
小ホール	小ホール （舞台付き）	福祉関係団体	800	400
		その他	1,600	800
	小ホール （舞台なし）	福祉関係団体	690	340
		その他	1,390	690
講習室	第1講習室	福祉関係団体	200	90
		その他	400	190
	第2講習室	福祉関係団体	200	90
		その他	400	190
	第3講習室	福祉関係団体	200	90
		その他	400	190
	第4講習室	福祉関係団体	200	90
		その他	400	190
交歓の広場占有利用（200名）			1,410	700
スタジオ	第1スタジオ	福祉関係団体	610	300
		その他	1,220	600
	第2スタジオ	福祉関係団体	610	300
		その他	1,220	600
	第3スタジオ	福祉関係団体	610	300
		その他	1,220	600
多目的室	51多目的室	福祉関係団体	300	150
		その他	610	300
	52多目的室	福祉関係団体	610	300
		その他	1,220	600
	53多目的室	福祉関係団体	610	300
		その他	1,220	600

備考

- この表の規定にかかわらず、福祉関係団体のうち市長が認めるものが、障害者等の福祉の増進を図る目的で特別会議室を利用する場合の利用料金は、無料とする。
- この表の規定にかかわらず、障害者等の機能回復訓練又は健康増進を図る目的でスタジオ又は多目的室を個人利用する場合の利用料金は、無料とする。
- 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとする。
- 利用者が入場料等を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とする。
- 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は次のとおりとする。
 - (1)所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金（備考の4に規定する利用にあたっては、当該規定により算出した額とする。）
 - (2)において同じ。）に相当する額
 - (2)所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間あたりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 設備利用料金

設備・備品等の利用料金については直接福祉交流センターへお問い合わせください。（053）452-3131